

教育委員会定例会事項書

令和4年2月15日(火)
14:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 富 樫 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 43 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 44 号 三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案

4 報 告 題

報告 1 令和4年度三重県職員(機関士・航海士)採用選考試験の結果について

報告 2 指定管理者制度活用の方針について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和4年1月27日(木)

開会 9時30分

閉会 10時23分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 栗須委員

4 採択議案の件名

議案第36号 令和4年度三重県一般会計予算について

議案第37号 令和3年度三重県一般会計補正予算(第18号)について

議案第38号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第39号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

議案第40号 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案

議案第41号 特定事業契約について

議案第42号 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和4年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について

報告2 訴えの提起に係る専決処分について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第43号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年2月15日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表一（第二条関係）				別表一（第二条関係）			
高等学校名	課程	学科	専攻科	高等学校名	課程	学科	専攻科
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三重県立松阪商業高等学校	全日制	総合ビジネス科、国際ビジネス科		三重県立松阪商業高等学校	全日制	情報ビジネス科、情報システム科、国際教養科	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 三重県立松阪商業高等学校全日制課程情報ビジネス科、情報システム科及び国際教養科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

三重県立学校の学科の改編に伴い、三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要がある。

2 改正内容

別表1の「三重県立松阪商業高等学校 全日制」の学科の項中「情報ビジネス科、情報システム科、国際教養科」を「総合ビジネス科、国際ビジネス科」に改める。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

議案第44号

三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年2月15日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会表彰規則（昭和二十五年三重県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第八条（略） <u>（表彰の取消し）</u>	第八条（略）
第九条 表彰後に被表彰者としてふさわしくない行為が判明した場合には、 <u>教育委員会は表彰を取り消すことができる。</u>	
第十条（略）	第九条（略）

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

表彰の取消しは表彰規則に定められている表彰の事項、表彰の方法等と同様に表彰制度の基本となるものであるが、三重県教育委員会表彰規則においては、被表彰者としてふさわしくない行為が判明した場合の取消し規定が定められていないため、規定の整備を行う。

2 改正内容

取消にかかる規定の整備を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日

報告 1

令和4年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について

令和4年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和4年2月15日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

(別紙)

令和4年度三重県職員(機関士・航海士)採用選考試験の結果について

1 試験日と試験内容

試験日 令和4年1月9日(日)

試験内容 教養試験、論文試験(機関士)、作文試験(航海士)、
人物試験(面接)、適性検査

2 結果

職種 技術職員(機関士)

採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
1	1	1	1

職種 技術職員(航海士)

採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
2	4	4	1

